

令和8年度保健事業推進医療費分析・活用支援事業 委託仕様書

1 委託業務名称

令和8年度保健事業推進医療費分析・活用支援事業

2 事業目的

市町村は、被保険者の健康の保持増進を図るため、データヘルス計画に基づき、健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って効果的・効率的な保健事業の実施を図っている。本事業は、この取組を支援することを目的に、県全体・市町村の医療費等の分析により健康課題を見える化・構造化した分析結果の提示、市町村のデータヘルス計画の進捗状況の把握及び計画の進行・評価に必要な支援を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 全市町村を対象とした医療費分析

① 基本方針

ア 受託者は、愛知県が提供するデータに基づき全市町村を対象とした分析を実施する。ただし、愛知県が提供できないデータを要する場合は、必要に応じて外部のデータを収集し使用できるものとする。その際には、データの収集元等が信頼に足るものであるかに十分注意すること。なお、分析方法は、第三者の技術を侵害しない、又は侵害する恐れがないものとし、本委託業務が停滞することがないよう留意すること。また、データを収集する場合に発生する一切の費用は、本契約の契約金額に含める。

イ 市町村や愛知県国民健康保険団体連合会による既存の健康・医療情報に係るデータ分析とは異なる観点も含めて、県内の市町村間での差異や地域ごとの傾向に基づく新たな知見を提示し、市町村の保健事業の推進に資する分析を行うこと。

② 愛知県から提供できるデータ

ア 愛知県内市町村国民健康保険被保険者に係る下記データ

- ・ 医科、歯科、調剤、D P Cに係るオンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件使用に基づくデータ 5 年分（令和 3 年度から令和 7 年度まで）（匿名化処理後）
- ・ 特定健診等データ管理システムから作成されるデータ 4 年分（令和 3 年度から令和 6 年度まで）
（FKAC131※、FKAC163、FKAC164、FKAC165、FKAC167）※匿名化処理
- ・ 特定健診等被保険者データ（直近分）（KD_IF015）
- ・ 国保データベースシステムから作成されるデータ（地域の全体像の把握、健診・医療・介護データからみる地域の健康課題、市町村別データ、健康スコアリングレポート。その他必要なデータについては、別途愛知県と調整するものとする。）

イ 愛知県内市町村後期高齢者医療制度被保険者に係る下記データ

- ・ 医科、歯科、調剤、D P Cに係るオンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件使用に基づくデータ 5 年分（令和 3 年度から令和 7 年度まで、匿名化処理）
- ・ 特定健診等被保険者データ（直近分）（JKA23M0010101）匿名化処理

ウ 市町村国保別の後発医薬品の使用割合

- ・ 令和 7 年 3 月診療分及び令和 7 年 9 月診療分

エ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率（保険者別）

③ データの分析

国民健康保険及び後期高齢者医療のレセプトデータ等を活用し県全体、市区町村別、二次医療圏別、医療機関別、経年比較、性別及び年齢構成別等に着目した分析を行うこと。（分析項目の一例は、【参考：分析項目例】のとおり。）

④ 分析結果の活用方法の提案

分析結果に基づき、県内市町村における保健事業の展開、健康課題を解決する効果の高い手法の提案を行うこと。

⑤ 分析結果報告書の作成

分析結果をもとに、分析結果報告書を作成すること。報告書の作成に当たっては以下の点を遵守すること。

ア 分析で得られた内容を、市町村ごとに視覚的に把握できる図表等を交えて作成すること。また、市町村が県全体と他市町村の状況と比較し、自市町村の立ち位置を把握することができるような構成とすること。

イ 分析結果から導かれる愛知県の各地域や各市町村の健康課題や取り組むべき施策について掲載すること。

ウ 内容については、事前に愛知県の確認を受けること。

エ 報告書は、冊子形式及びデータ形式とする。冊子は、県全体版を75冊、県内54市町村別版を各4冊、名古屋市行政区別版（名古屋市の各区別の分析集）を4冊作成すること。

⑥ 報告書の送付

ア 作成した報告書の冊子を、以下のとおり送付すること。

- ・ 県全体版：県内市町村へ各1部、県所管保健所へ各1部、愛知県へ残り部数
- ・ 県内各市町村別版：県内市町村へ自市町村分を各2部、県所管保健所へ管轄区域内市町村分を各1部、愛知県へ残り部数
- ・ 名古屋市行政区別版：名古屋市へ3部、愛知県へ残り部数

イ 報告書のデータ（PDF形式及びExcel等編集可能形式）を、県内市町村、県所管保健所、愛知県へDVD等により送付すること。

⑦ 分析結果に係る県及び市町村への説明会の実施

- ・ 作成した報告書をもとに市町村への説明会を実施すること。実施方法、対象及び回数については、事前に愛知県と相談、確認を受ける。
- ・ 令和9年3月25日までに、県及び県内市町村を対象とした全体の説明会を1回以上、市町村への個別の説明会を1回以上実施すること。
- ・ 個別の説明会は、分析結果から取り組むことが望ましいと考えられる事業の案内を含めること。
- ・ 説明会を実施する際に発生する一切の費用は、本契約の契約金額に含めるものとする。

【分析項目例】

1. 分析の背景

2. 愛知県の特性、地域の概要

- (1) 人口構成、医療費等の全国比較等
- (2) 県内市町村国保の被保険者の状況等（年齢構成、疾患別有病率等）

3. 市町村別及び二次医療圏別の現状分析・課題の抽出

- (1) 基礎統計（各市町村の疾病構造、疾病別医療費や一人当たり医療費等）
- (2) 特定健康診査受診者と未受診者の医療費分析
- (3) 特定保健指導対象者と非対象者の医療費分析
- (4) 特定保健指導の積極的支援対象者と動機付け支援対象者での医療費分析
- (5) 糖尿病と歯科疾患と特定健康診査の相関関係
- (6) 歯科疾患と有病率（糖尿病以外）の相関関係
- (7) 後発医薬品使用割合（医療機関規模別、年齢別等）
- (8) 後発医薬品への切替えで見込まれる医療費の適正化額
- (9) 高額レセプトの件数及び医療費
- (10) 高額レセプトの患者傾向（疾患別、年齢別等）
- (11) 市町村及び二次医療圏の分析結果に関する MAP 化
- (12) 骨折・骨粗鬆症の医療費分析
- (13) 受診行動適正化指導事業実施に係る対象者分析
- (14) 要支援・要介護度別医療費分析
- (15) 諸疾患（歯科疾患、糖尿病、高血圧等）と要支援・要介護度との相関関係
- (16) 骨粗鬆症治療中断者に係る骨折リスク分析

(2) 市町村国保データヘルス計画に関する支援

① データヘルス計画及び個別保健事業の進捗状況に関する実施状況調査

- ・市町村におけるデータヘルス計画及び個別保健事業の進捗管理について、実施方法や実施時期、適切に実施されているか等を把握するため、計画の進捗管理状況（評価・見直し等）に関する調査を実施する。
- ・調査内容は、以下の項目例をはじめとした内容で、愛知県と協議の上で作成する。また、令和7年度以前に本事業で実施したデータヘルス計画に関するヒアリングの実施結果等も踏まえること。

調査項目例：各個別保健事業の完了時期及び評価時期、計画全体の評価の実施有無及び評価の実施時期、評価に関する実施体制（担当課及び関係課、運営協議会や医師会等関係団体への報告の有無等）、評価に用いたデータ、評価の結果で見直した事業の有無、評価・見直し実施結果の記録方法、中間評価の実施予定 等

- ・調査結果を集計し、その結果の資料を速やかに愛知県へ提出し、内容の説明を行うこと。

② データヘルス計画及び個別保健事業の進捗状況に関するヒアリング

- ・①の実施状況調査の結果をもとに、計画の進捗や評価の状況について最低5市町村に対してヒアリングを実施する。
- ・ヒアリング対象市町村の選定においては、実施状況調査の結果を踏まえて、進捗・評価の状況が良好又は不良な市町村などの選定基準を設定し、愛知県と協議の上で決定すること。
- ・ヒアリングの実施回数は1回とし、実施方法は対面又はオンラインを活用した方法とする。
- ・ヒアリング実施後は、その結果の資料を速やかに愛知県へ提出し、内容の説明を行うこと。

③ データヘルス計画の中間評価に関する研修会

- ・県内市町村の保健事業担当者を対象に、データヘルス計画に基づく保健事業の効果的な実施や中間評価について学ぶための研修会を集合により、令和8年12月までに1回以上開催することとし、研修会の開催に関する事前準備・調整・研修当日の運営を行うこと。
- ・以下の項目を踏まえて、ねらいや講師選定等の企画を行うこと。講師の選定にあたっては、研修内容に関して十分な知識及び経験を有する者とする。こと。
 - ア. 4(2)①及び②の状況等を踏まえ、市町村の課題やニーズにあった内容
 - イ. データヘルス計画に基づくPDCAサイクルに関する講義
 - ウ. 効果的な保健事業や中間評価における好事例等の報告
 - エ. グループワーク、情報交換

5 成果物の提出等

4 (1) の分析結果報告書以外の成果物については、以下のとおり最終的にまとめて納品すること。

(1) 成果品の内容

- ① データヘルス計画及び個別保健事業の進捗状況に関する実施状況調査にかか
る集計結果等に関する資料
- ② データヘルス計画及び個別保健事業の進捗状況に関するヒアリングにかか
る実施結果に関する資料
- ③ 本事業の実施報告書

(2) 成果品の形態

①～③の電子データ（外部記憶媒体に保存）及び紙媒体を各1部

(3) 納入期限 令和9年3月31日（水）まで

(4) 納入場所 愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課

6 情報セキュリティに関する受託者の責任

受託者は、業務の遂行に当たって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守し、必要な情報セキュリティ対策を講じること。

7 費用負担

本仕様書に特段の定めがある場合を除き、本契約の履行に必要な経費は全て本契約金額に含める。

8 支払方法

業務完了確認後、適法な請求により一括して支払う。

9 その他

- (1) 本契約に際して生じた著作権は、愛知県に帰属するものとする。
- (2) 委託業務の遂行に当たっては、愛知県と協議しながら進めること。

- (3) 本仕様書に定めのない事項（仕様内容等に変更が生じた場合を含む）については、その都度、愛知県と協議の上、決定すること。
- (4) 業務上知り得た一切の情報について、愛知県の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。